



ハカセ

玉手ねこ

法史の玉手箱

法務史料展示室だより

第33号

法務史料展示室は、現在法務省が所蔵する史料を閲覧に供し、わが国の法や司法制度への理解を広めていただく場です。展示室への興味をより強くもっていただけたらという気持ちをこめて、展示室だよりを発信しています。

猫と博士の史跡散歩

東京の街と歴史に詳しい玉手ねこが、法史学者のハカセと一緒に、東京の史跡を案内します。

第2回は、赤穂浪士で有名な泉岳寺駅周辺を散策します。



① 高輪大木戸跡

東海道にあった江戸の入り口だよ。夜には門が閉められて、警察の機能も果たしたんだ。

はじめは門のほかに柵や門番所などが設けられていたが、火事で焼け、後には石垣と土塁だけが残されたそうじゃ。交通の要所で、法令を掲示する高札場が設けられているのう。



② 伊皿子坂

東京湾が一望できることから、江戸時代には「潮見坂」とも呼ばれていたよ。

③ 泉岳寺

浅野家の墓所や赤穂四十七士の石塔があることで有名な曹洞宗のお寺だよ。伊皿子坂の上から行くときは、細い小道を通り抜けるんだ。

元禄14年(1701)、江戸城松の廊下で播磨赤穂藩主浅野内匠頭長矩が高家吉良上野介義央を小刀で切りつけて負傷させるという事件が発生、五代將軍徳川綱吉は、即日浅野長矩に切腹を命じ、赤穂藩は改易となったのじゃ。刃傷の理由には諸説あるが、浪人となった元藩士たちの一部が、翌年12月に主君の仇を討つため、吉良邸に討ち入ったのが、赤穂事件じゃよ。

寺内には、主君の墓前へ首級を供するために用いられたとされる「首洗井戸」など、生々しい遺跡が残されていますね。

事件を起こした浪士たちは幕府から切腹を命じられてのう、泉岳寺には浅野家の墓所があり、浪士たちも一緒に祀られているのじゃよ。境内には記念館もあるそうじゃ。



④ 覚林寺

豊臣秀吉の朝鮮出兵で、加藤清正に従って朝鮮から来た日延が開山したお寺だよ。この辺りは肥後熊本藩の中屋敷があったんだ。「清正公」の名で親しまれている。



⑤ 明治学院

幕末に來日した宣教師、ヘボンが創立した学校だよ。築地の外国人居留地からこの地に移されたのは、明治20年(1887)なんだ。

学院の建設費用の一部には、ヘボンが歳月をかけて完成させた『和英語林集成』の著作権を丸善に売り渡した代金も使われたそうじゃ。

ヘボン博士は、ヘボン式ローマ字の創始者としても知られていますよ。

かつてあったチャペルは、旧法務省本館の設計を担当したエンデ&ベックマン事務所所員のドイツ人建築家リヒャルト・ゼールによるものじゃった。

⑥ 東禅寺

臨済宗のお寺だよ。日本の開国とともに、安政6年(1859)、イギリス公使館が置かれた所として知られているよ。

幕末に江戸幕府が諸外国と締結した条約は、日本を開国に導いたが、領事裁判権を認めるなどの不平等な内容が含まれているのう、志士たちの不満が多く、在留外国人に向けられたのじゃ。東禅寺は文久元年(1861)とその翌年に水戸浪士や信濃松本藩士による襲撃を受け、公使館は横浜に移されたのじゃよ。その後も、建設中であった品川の公使館が長州藩士高杉晋作らによって焼き討ちを受けているのう。





明治初期の刑法典 ～「新律綱領」と「改定律例」

法務史料展示室には、明治初期に用いられた数種の刑法典が展示されています。今回はそのうち、明治3年に頒布された「新律綱領」と、同6年に公布された「改定律例」の関係について取り上げてみたいと思います。

Q “律”という名前は、古代の「律令」に由来するの？

A 明治初年の政府は、「王政復古」、つまり武士が政治の実権を担う以前の日本に範をとろうとしていました。そのため、当時定められた法律・制度の多くが、日本古来の「律令」に由来しています。刑法典に“律”という文字があるのも、そうした流れの一環と考えることができます。

Q 「新律綱領」と「改定律例」は何が違うの？

A 「改定律例」は、「新律綱領」の制定からわずか3年後に公布されていますが、「新律綱領」の時点では確認できなかった、西洋法からの影響をみてとれることが指摘されています。例えば、条文に第1条、第2条という番号を振った逐条形式を初めて採用したこと、「新律綱領」では笞・杖・徒・流・死という“律”の様式にもとづく刑罰であったものが、「改定律例」において懲役刑と死刑の2本立てに改められたことなどは、その代表例といえます。

Q 「新律綱領」と「改定律例」の関係は？

A 現在は、「新法は旧法を改廃する」という原則のもと、新たな法典が作られた時には同じ事柄について定めた旧法は廃止されますが、「改定律例」が施行されたのちも、「新律綱領」は引き続き現行法として効力を有していたと考えられています。いわば、2つの刑法典が同時に施行されていたわけですが、こうした運用もやはり、日本古来の“律”に準じたものでした。

Q 2つの現行刑法典が存在していると、実務は混乱するのでは？

A その通りです。明治初期には、これら2つの刑法典に加えて、特定の事柄の禁止・処罰について定めた単行法令も数多く出されています。そのため、法律を扱う人々にとっては、何が最新の条文であり、どの法令が現行法として効力を有するのかを把握する必要があります。そうした背景のもとで生まれたのが、法務史料展示室に展示されている『新律綱領 改定律例 改正條例 伺御指令 袖珍対比註解』です。本史料では、「新律綱領」と「改定律例」とで対応する条文を上下に掲載し、現行法を一目で判別できるように工夫されています。

法諺あれこれ

沽券が下がる・沽券にかかわる

沽券とは、不動産売買の際、売主が買主に渡す証文のことで、転じて物の値打ちや人の品位、体面の意になりました。沽券の歴史は古く、8世紀頃から当事者氏名、売買の目的物、代価、担保などを記載し、更に地方行政区画である国や郡が公証を与えることもありました。いずれも、将来にわたって売買の効力を保証することが目的です。

江戸時代に入ると、「家質」（いえじち・かじち）という担保手段が広く用いられるようになり、沽券の扱いは一層嚴重になります。券面には当事者の他、保証人、町役人が連判することが必要となり、その効果として不動産を担保とする金融には低い金利が適用されました。ですから当事者にとって「沽券が下がる」ことは、担保価値の減少という重大な事態でした。

明治以降、地租改正による地券発行、さらに登記制度の導入と、土地に関する法制の近代化が円滑に進んだのは、沽券の伝統があったからと言えます。う。「沽券」とはそもそも、容易には下がらない価値を持った優れた制度だったのです。

暦のなかの法

太陰太陽暦から太陽暦へ

明治5年(1872)12月2日の夜が明けると、人々は明治6年(1873)年の元旦を迎えました。従来ならば、明治5年12月3日となるはずであったその日は、明治政府の改暦によって明治6年1月1日となったのです。それまでのわが国は太陰太陽暦に則り、月の満ち欠けを基準として暦を編成していましたが、季節は太陽の周期に伴うため、2～3年に1度、閏月を設けるなどの調整が朝廷や幕府の監督下で行われていました。しかし、西欧諸国との交際が活発になったこと、明治黎明期に唱えられた西歐化、国内制度の統一的な整備の必要などから、明治5年11月9日太政官第337号布告によって、「太陰暦ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固ヨリ論ヲ俟サルナリ」と、太陽暦の採用が宣言されました。もともと、天皇や宮中祭祀を軸とした祝祭日の設定、民間に浸透していた旧暦に基づく慣行行事などの存在を考えると、単に西欧の暦を移したということではなく、わが国独自の要素が反映されながら、現在に至っているといえるでしょう。